

參考資料



社会福祉法人奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画策定要綱

(目的)

第1 この要綱は、奥州市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の組織の経営基盤の確立と強化及び組織の持続的発展を目指すため、5カ年における発展・強化経営計画（以下、「計画」という。）を策定し、誰もが心の豊かさと幸せを実感できる福祉のまちづくりを実践していくことを目的とする。

(内容)

第2 計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) 組織・機構に関すること
- (2) 職員定数及び待遇改善等に関すること
- (3) 財政の将来見通しに関すること
- (4) 事務事業の改善・向上に関すること
- (5) その他会長が必要と認め付議する事項

(組織)

第3 計画策定のために部会を設置し、本会の会長が任命する。

2 部会は、本会管理職10名以内で構成し、部長は事務局長をもって充てる。

(会議)

第4 部会の会議は、部長が招集し、議長となる。

2 部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(策定体制)

第5 計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究、策定の素案づくりを行うために作業チームを設置する。

2 作業チームは、メンバー15名以内で構成し、本会の会長が任命する。

3 効率的かつ円滑な計画策定を進めるため、策定委員会と作業チームは連動し作業を行わなければならない。

(任期)

第6 部会及び作業チームメンバーの任期は、計画の策定をもって終了する。

(庶務)

第7 部会及び作業チームの庶務は、本会の総務企画課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画策定アドバイザー委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、委員会設置規程に基づき、奥州市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の発展・強化経営計画（以下、「計画」という。）を策定するための外部アドバイザー委員会（以下、「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本会の発展・強化経営計画（以下、「計画」という。）を策定するため、組織・機構、職員定数及び待遇改善、財政の将来見通し、事務事業の改善・向上に関する事項について協議及び評価し、結果や意見を計画の内容に反映させることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員の数は、5人以内とする。

2 委員は、本会の事務・事業の発展に関し広くかつ高い見識と理解を有する外部の有識者のうちから会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の終了までとする。

(役割)

第5条 委員は、委員長の求めに応じ、その目的を達成するため、意見を述べるものとする。

(会議)

第6条 委員長は常務理事とし、必要に応じて委員による会議を招集し、これを主宰する。

2 委員会は、原則として年3回開催する。

(報告)

第7条 委員の意見は、個人を特定せず、委員会での意見として取りまとめ、その概要を管理職・管理者連絡会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、本会総務企画課が所管する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画策定アドバイザー委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職	付 記
1	佐 藤 哲 郎	岩手県立大学社会福祉学部准教授	
2	宇土沢 学	岩手県社会福祉協議会事務局長兼総務部長	
3	亀 井 凉 一	奥州市社会福祉協議会監事	
4	高 橋 清 治	市福祉部福祉課長	
5	大 内 薫	奥州市社会福祉協議会常務理事	

奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画策定部会部会員名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職	付記
1	長谷川 伸	事務局長	
2	昆 野 宏 彦	総務企画課長	
3	佐 藤 康 裕	地域福祉課長	
4	小野寺 真 美	在宅福祉課長	
5	菊 地 傑	胆沢支所長	
6	小野寺 栄 子	衣川支所長	
7	及 川 純 子	子ども福祉推進室長	

奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画作業チームメンバー名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職	付記
1	高 橋 研	江刺支所長	A
2	高 橋 一 彦	前沢支所長	B
3	浅 間 ゆかり	総務企画課長補佐	A
4	但 木 寿 也	地域福祉課長補佐	B
5	中 嶋 健	地域包括支援センターみずさわ中央所長補佐	B
6	岩 渕 達 也	水沢支所長補佐	B
7	菊 池 幸 樹	江刺支所長補佐	A
8	阿 部 彩 香	総務企画課主任	A
9	柏 山 真由美	在宅福祉課主任	A
10	佐 藤 寛 美	胆沢デイサービスセンター主任	B
11	前 川 泰 喜	胆沢支所主任	B
12	須 藤 麻 生	子ども福祉推進室主任	A
13	及 川 和 代	生活困窮者自立支援室主任	A

令和2年度奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画策定に係る会議等実施状況

回	期 日	実 施	参加者	内 容
1	6月29日（月）	合 同 会 議	25人	・ 策定要綱の説明、策定方針や手法の説明
2	7月2日（木）	作業チーム B	6人	・ 策定事項の確認、課題抽出に向けて確認
3	7月6日（月）	作業チーム A	7人	・ 策定事項の確認、課題抽出にむけて確認
4	7月7日（火）	作業チーム B	6人	・ 課題抽出及び整理
5	7月9日（木）	役 員 協 議 会	18人	・ 計画要綱及び策定方針の確認
5	7月10日（金）	作業チーム A	6人	・ 課題抽出及び整理
6	7月15日（水）	作業チーム A	7人	・ 課題整理及び素案協議
7	7月15日（水）	作業チーム B	6人	・ 課題抽出及び素案協議
8	7月21日（火）	策 定 部 会	8人	・ 進捗状況の確認、策定の方向性の協議
9	7月29日（水）	作業チーム A	6人	・ 方針等の話し合い（素案作成）
10	8月6日（木）	作業チーム A	7人	・ 方針等の話し合い（素案作成）
11	8月18日（火）	策 定 部 会	10人	・ 進捗状況確認、策定内容の擦り合わせ
12	8月21日（金）	作業チーム A	6人	・ 方針等の話し合い（素案作成）
13	8月25日（火）	作業チーム B	6人	・ 方針等の話し合い（素案作成）
14	8月27日（木）	作業チーム A	7人	・ 方針等の話し合い（素案作成）
15	9月8日（火）	策 定 部 会	10人	・ 進捗状況確認、方針等確認と擦り合わせ
16	9月16日（水）	作業チーム A	7人	・ 方針等の話し合い（素案作成）
17	9月28日（月）	アドバイザー 委 員 会	17人	・ 進捗状況確認、内容と方向性の検討
18	10月5日（月）	策 定 部 会	10人	・ 方針等確認と練り直し
19	10月6日（火）	策 定 部 会	10人	・ 方針等確認と練り直し
20	11月5日（木）	課 長 会 （策定部会）	6人	・ 内容の確認
21	11月11日（水）	策 定 部 会	6人	・ 計画案の修正

回	期 日	実 施	参加者	内 容
22	11月13日（金）	アドバイザー 委 員 会	17人	・ 内容と方向性の検討
23	11月19日（木）	役 員 協 議 会	17人	・ 計画へのアドバイスの確認 ・ 計画（案）の説明
24	12月3日（木）	課 長 会 （策定部会）	6人	・ 支所体制案について検討
25	12月8日（火）	支 所 長 会 議	8人	・ 支所体制について検討
25	12月9日（水）	策 定 部 会	7人	・ 内容について再協議
26	12月10日（木）	三 役 会	6人	・ 役員協議会に向けて内容の確認
27	12月18日（金）	役 員 協 議 会	17人	・ 計画案の検討
28	12月22日（火）	課 長 会 （策定部会）	6人	・ 役員協議会後の内容確認
29	1月8日（金）	策 定 部 会	9人	・ 計画案について最終協議
30	1月14日（木）	胆沢地域福祉 活動推進協議会	18人	・ 計画のポイントについて説明
31	1月15日（金）	水沢地域福祉 活動推進協議会	22人	・ 計画のポイントについて説明
32	1月18日（月）	衣川地域福祉 活動推進協議会	21人	・ 計画のポイントについて説明
33	1月18日（月）	前沢地域福祉 活動推進協議会	18人	・ 計画のポイントについて説明
34	1月19日（火）	江刺地域福祉 活動推進協議会	16人	・ 計画のポイントについて説明
35	1月22日（金）	役 員 協 議 会	23人	・ 計画（案）の説明
36	1月22日（金）	理 事 会	23人	・ 計画の決定

